

徳島県規則第七十三号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和五十六年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号その二の(裏)中「 年」を「 年」に、「 通知します」を「 通知します」に、「 当座」を「 当座」に、「 本人確認書類」を「 本人確認書類」に、「 健康保険の被保険者証」を「 個人番号カード」に、「 やむを得ない」を「 やむを得ない」に、「 委任状」を「 委任状」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。